

2020年4月28日

厚生労働省  
老健局長 大島 一博 様

衆議院議員 鴨下 一郎  
衆議院議員 平 将明

### 新型コロナウイルスへの感染拡大に伴う高齢者住まいに係る要望について

高齢者住まいにおいては、厚生労働省から示された事務連絡等を踏まえ、これまで新型コロナウイルスへの感染防止に全力を尽くしてきていますが、それでも入居者や職員に感染者が発生する事態がすでに生じています。

また、高齢者住まいの職員は、新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合はもちろんのこと、高齢者が入居する施設において、感染リスクを日々抱えながら、重症化リスクの高い高齢者への感染予防に細心の注意を払いつつ、サービスの提供にあたっています。

高齢者住まいで新型コロナウイルスへの感染が拡大し、高齢者住まいの利用が制限され、あるいは閉鎖に追い込まれた場合には、入居者である高齢者は行き場を失い、「介護崩壊」と呼ばれるような事態が生じかねず、また、多数の感染者の発生により地域医療に多大なる影響を与えかねません。

このような厳しい状況に置かれた高齢者住まいについて、下記のとおり要望を申し上げますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 職員体制等への財政的な支援

高齢者住まいで働く職員は、緊急事態宣言が発令される中、高齢者へのケアにあたり、「3密」のうちの「密接」を伴う業務が欠かせず、常に感染リスクに晒されながらサービスの提供にあたっている。また、濃厚接触の入居者や入院できなかった入居者には、居室にとどまっていただくなどの対応を行っており、職員は常に大きな感染リスクを抱えながら業務に従事している。

高齢者住まいでは、これらのリスクを抱えながらも業務継続を行うために職員へ手当を支給したり、新型コロナウイルスへの感染者が発生した高齢者住まいでの職員の入院や自宅待機による人員不足に対し、急遽応援で業務を行うこととなった職員へ手当を支給する等の追加的なコストが発生している。

このように、感染リスクを日々抱える高齢者住まいの職員に対する手当等に対し、介護報酬等による財政的な支援を是非ともお願いしたい。

## 2. 入居者が感染した場合の優先的入院、PCR 検査の優先実施

高齢者住まいで新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合には、入居者が重症化率の高い高齢者であること等の理由から、二次感染・集団感染が強く懸念され、入居者に対するサービス提供を継続するために、今後さらに感染が拡大する事態に至っても、優先的に入院できるようお取り計らいいただきたい。

また、濃厚接触者の入居者についても、同様の理由から、PCR 検査についても速やかに実施していただくとともに、高齢者住まいで働く職員への PCR 検査も同様に実施していただきたい。

## 3. マスク、アルコール消毒液等の提供

マスク、アルコール消毒液等の感染症対策に必要な物品については、これまで厚生労働省においていろいろと御対応いただいているところであるが、引き続き高齢者住まいへの優先的な提供に対応いただくようお願いしたい。

以上